

令和8年度 就学援助費扶助事業について（お知らせ）

【丸森町教育委員会事務局】

経済的な理由により、極めてお子さんの就学にお困りの方で、一定の要件に該当するときは、就学に必要な経費の援助を受けることができます。

■援助費目■

学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習費

■認定基準■

- 1 児童生徒の保護者が、前年中に生活保護法に基づく保護の停止または廃止の措置を受けた者
- 2 上記以外の者で収入額調査により世帯の所得が一定の基準以下の者

【目安となる前年所得額】（令和7年中における世帯全員の所得の合計）

世帯人員	世帯構成（例）	認定基準額の目安
2人	父又は母・小学生1名	約143万円未満
3人	父・母・小学生1名	約181万円未満
3人	父又は母・小学生1名・中学生1名	約196万円未満
4人	父・母・小学生1名・中学生1名	約238万円未満
5人	父・母・幼児1名・小学生1名・中学生1名	約265万円未満
6人	父・母・小学生1名・中学生1名・祖父母	約307万円未満

上記の表は、あくまで目安です。認定基準額については、世帯の構成や年齢等により異なります。

* 収入には、給与収入、事業収入、農業収入、不動産所得、年金、恩給、失業保険金等その他の公の給付や養育費等が含まれます。

■申請について■

就学援助費の受給を希望される方は、期限までに教育委員会事務局または学校に申請書等を提出してください。

申請書の用紙は、教育委員会事務局と各学校にありますのでお問い合わせください。

※申請書の提出期限は令和8年2月25日（水）です。（必着）

年度途中で申請することも出来ます。

※現在就学援助費を受給されている方には、別途申請書用紙をお送りします。

◎申請内容について、地区の民生委員が調査にお伺いすることがあります。

◎申請内容が事実と違うことが判明した場合、認定を取り消すこともあります。

■その他■

※ 就学援助費扶助事業は、保護者が支出した費用を補てんするための制度であり、学校納付金等を免除するものではありません。学校納付金は、保護者において指定期限までに全額お支払いください。

※ 就学援助費の金額は毎年見直しがあり、変更されることがあります。

※ 丸森町外に居住しており区域外就学を行っている場合は、事前に連絡願います。

丸森町教育委員会事務局学校教育課
〒981-2192 丸森町字鳥屋120番地
電話：0224-72-3035